

社会福祉法人温和会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができるように職場環境を整備し、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年10月1日～平成30年9月30日
2. 内容 次のとおり

目標1：ノー残業デーの実施

〈対策〉

1. 平成27年7月～
 - ①毎月第3金曜日をノー残業デーとし、職員の所定外労働の削減を図る
 - ②ノー残業デー実施に係る広報を掲示板に掲示する
 - ③毎月ノー残業デー当日に朝礼等で職員へ周知する

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間3日以上とする

〈対策〉

1. 平成28年4月～
 - ①年次有給休暇の取得状況等の調査
 - ②全体会議において、年次有給休暇の周知徹底と取得の促進を図る
 - ③年次有給休暇取得促進に係る広報を掲示板に掲示する

目標3：子供が保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を年1回実施する

〈対策〉

1. 平成28年4月～
 - ①事業推進会議等で実施日等の検討開始
 - ②全体会議において、職員へ参加日実施についての周知を図る
 - ③参観日の実施、次回に向けての検討

目標 4 : 小学生未満の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限に係る
制度を導入する

〈対策〉

1. 平成 28 年 4 月～

- ①制度の導入、全体会議において職員へ周知を図る
- ②育児休業・育児短時間勤務規則を掲示板に掲示する

目標 5 : 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供を行う

〈対策〉

1. 平成 28 年 4 月～

- ①事業推進会議等で受入体制について検討開始
- ②全体会議において、職員へ周知を図る
- ③インターンシップの受入の実施、次回に向けての検討
- ④ホームページで就業体験機会の受け入れについて公表する

4. 両立支援の取組（実施中、又は実施していた取組、実績）

- ① 出産・育児休業にあたり、どのような制度があるかを分かりやすくまとめた資料を作成し、全体会議で説明し周知を図る。

【平成 26 年 9 月より実施】

- ② 制度の内容を掲示板に掲示する。【平成 26 年 9 月より実施】
- ③ 妊娠中の女性職員に対し、育児休業規則を配布し、制度の周知を図る。

【平成 25 年 1 月より実施】

- ④ 妊娠中や出産後の女性職員への労働者に対する制度の周知や情報提供のための「仕事と両立支援窓口」を設置し、相談員を任命した。

【平成 21 年 8 月より実施】

- ⑤ 子どもが保護者である職員の働いているところをいつでも見ることができるようにした。【平成 21 年 8 月より実施】

- ⑥ 年次休暇を取得しやすいように時間休を導入した。また、看護休暇についても有給とし時間休を導入した。【平成 22 年 5 月より実施】

- ⑦ 妊娠が判明した段階で労働者から申入れがあった場合は、夜勤及び入浴介助から外すほか、早、遅番についても徐々に減らし、日勤のみとする。【平成 15 年 9 月より実施】

- ⑧ 産前休暇については、有給休暇があれば、8 週間前から認めている。

【平成 16 年 3 月より実施】